

5月 は 軽自動車税 (種別割) の納期です。

軽自動車税 (種別割) は軽自動車等をお持ちの人にかかる町の税金です。車種や年式によって額が変わります。詳細は下記表をご覧ください。

車 種 区 分				年 税 額	
				令和 4 年度	
原 付	5 0 cc 以下			2,000 円	
	5 0 cc 超 9 0 cc 以下			2,000 円	
	9 0 cc 超 1 2 5 cc 以下			2,400 円	
軽 自 動 車	軽二輪 (1 2 5 cc 超 2 5 0 cc 以下)			3,600 円	
	三 輪	旧税率	平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に新規登録した車両	3,100 円	
		新税率	平成 2 7 年 4 月 1 日以降に新規登録した車両	3,900 円	
		重課税率	令和 4 年 4 月で車検証の初度検査年月から 1 3 年を経過した車両	4,600 円	
		グリーン化特例 (軽課税率)	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに新車新規登録をした一定の性能を有する車両 (※1)	1,000 円	
			令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに新車新規登録をした一定の性能を有する車両 (※2)	2,000 円	
			令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに新車新規登録をした一定の性能を有する車両 (※3)	3,000 円	
	四 輪	旧税率	平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に新規登録した車両	乗用 (自家用)	7,200 円
				貨物 (自家用)	4,000 円
				乗用 (営業用)	5,500 円
				貨物 (営業用)	3,000 円
		新税率	平成 2 7 年 4 月 1 日以後に新規登録した車両	乗用 (自家用)	10,800 円
				貨物 (自家用)	5,000 円
				乗用 (営業用)	6,900 円
				貨物 (営業用)	3,800 円
		重課税率	令和 4 年 4 月で車検証の初度検査年月から 1 3 年を経過した車両	乗用 (自家用)	12,900 円
				貨物 (自家用)	6,000 円
				乗用 (営業用)	8,200 円
				貨物 (営業用)	4,500 円
		グリーン化特例 (軽課税率)	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに新規登録をした一定の機能を有する車両 (※1)	乗用 (自家用)	2,700 円
				貨物 (自家用)	1,300 円
				乗用 (営業用)	1,800 円
				貨物 (営業用)	1,000 円
			令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに新規登録をした一定の機能を有する車両 (※2)	乗用 (営業用)	3,500 円
				令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までに新規登録をした一定の機能を有する車両 (※3)	乗用 (営業用)
		ボート・トレーラー			3,600 円
		二輪の小型自動車 (2 5 0 cc 超)			6,000 円
小型特殊		農 耕 用	2,400 円		
		そ の 他	5,900 円		
ミ ニ カ ー			3,700 円		

グリーン化特例（※1,※2,※3）に該当する車両については軽課税率が適用されます。

なお、グリーン化特例（軽課税率）は令和4年度までです。

※1 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減、又は平成30年排ガス規制適合）

※2 乗用・営業用：揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）
又は平成30年排ガス規制50%低減達成、かつ令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準70%達成車。

※3 乗用・営業用：：揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）
又は平成30年排ガス規制50%低減達成、かつ令和2年度燃費基準達＋令和12年度燃費基準90%達成車。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-2153